

平成25事業年度 事業計画

第1 一般会計における事業計画は、次のとおりとする。

I 港湾労働者年金制度の運営

港湾労働者年金制度は、港湾運送許可事業者（届出された関連事業者を含む。）を適用事業者として、制度に加入した事業者（登録事業者）に雇用され、かつ、同制度に登録（適用対象職種に従事）された労働者（登録者）が年金受給資格要件を満たして退職し、受給権の裁定を受けた場合、受給権者として、満60歳から満75歳までの間、退職時の登録事業者が年金の原資を納付（原資納付事業者）することで、年金の給付が行われるものである。

同制度は、全国の港湾運送事業者の中央団体である一般社団法人日本港運協会と港湾労働者の全国組織である全国港湾労働組合連合会及び全日本港湾運輸労働組合同盟（以下、「中央労使」という。）との間で締結された労使協定等に基づいて昭和51年度に設けられ、昭和55年1月から港湾労働安定協会がその運営事務を行ってきた。

平成24年度には、中央労使において港湾労働者年金制度の改正の検討・協議が行われ、①一般財団法人港湾労働安定協会（以下「安定協会」という。）は、中央労使の合意を踏まえつつ同制度を主体的に運営すること、②中央労使の確認書に基づいて平成11年4月1日以降廃止した新規採用者の登録を再開すること、③中央労使が合意した内容を踏まえて同年金制度規程を改正すること、との中央労使合意がなされた。

これを受けて、安定協会において検討を進め、平成25年1月25日の理事会において改正案が承認され、2月1日から施行された。

その主な内容は、年金額の変更の根拠、規程改定の手続き、抹消見舞金の位置付け、新規登録再開の根拠に係る規定等の整備等である。

この改正により、新規登録が再開され、平成25年7月31日までの6ヶ月の間に、集中的に未加入事業者及び未登録労働者の加入・登録の申請・審査等を行うこととされた。

平成25年度においては、安定協会は、前年度からの経緯を踏まえ、

集中的に実施する登録申請等の審査業務等を行う。

さらに、定例業務として、港湾労働者年金制度の運営にあたりとともに年金制度規程に基づく具体的な業務として、①加入申請及び登録申請の審査、②年金受給権の裁定、③遺族見舞金及び脱会見舞金の支給申請の審査、④年2回（6月期・12月期）の年金支給、⑤遺族見舞金及び脱会見舞金の支給、⑥原資納付事業者に対する助成、⑦登録事業者、登録者及び受給権者の管理を行う。

また、この助成のための原資となる労働安定基金等の管理事務を行う。

1 港湾労働者年金関係

(1) 事業者の加入申請の審査

年金制度への加入を希望する適用事業者からの「港湾労働者年金制度加入申請書」について、審査・決定

(2) 労働者の登録申請の審査

年金適用職種に労働者を採用又は配置転換した登録事業者からの「港湾労働者年金登録申請書」について、審査・決定

(3) 年金受給権の裁定

年4回(四半期毎)、制度専門小委員会を開催し、登録者からの「港湾労働者年金裁定請求書」について、受給資格要件を審査し、受給権を裁定

(4) 遺族見舞金の審査

死亡した受給権者の遺族からの「遺族見舞金裁定請求書」について、審査・決定

(5) 脱会見舞金の審査

登録事業者の脱会に伴い提出される「脱会見舞金支給申請書」について、審査・決定

(6) 年金、遺族見舞金及び脱会見舞金の支給

① 年2回（6月15日・12月15日）、受給権者の年金受取金融機関口座への年金の送金

- ② 受給権者の遺族の金融機関口座への遺族見舞金の送金
- ③ 受給権者の金融機関口座への脱会见舞金の送金

(7) 年金原資納付事業者への助成

6月期及び12月期の年金給付に係る年金原資を納付した事業者への助成金の支給

(8) 遺族見舞金原資納付事業者への助成

遺族見舞金給付に係る見舞金原資納付事業者への助成金の支給

(9) 登録事業者の管理(557店社[平成24年12月末現在])

- ① 新規加入が認められた登録事業者、登録事業者の合併等による名称変更及び企業倒産等による脱会事業者の管理
- ② 登録事業者台帳の整備・管理

(10) 登録者の管理(11,623人[平成24年9月末現在])

- ① 新規登録者の管理
- ② 登録者の配置転換による適用職種変更の管理
- ③ 登録者の勤続期間の管理
- ④ 登録者の退職及び死亡による脱退の管理
- ⑤ 登録者の解雇による失効の管理
- ⑥ 登録者台帳の整備・管理

(11) 受給権者の管理(13,783人[平成24年12月期現在])

- ① 毎年9月、「現況届」を郵送し、現況(生存・転居等)の確認及び随時提出される転居・年金受取金融機関の変更等の異動報告の管理
- ② 受給期間満了及び死亡による失権者の管理
- ③ 受給権者台帳の整備・管理

2 労働安定基金等関係

(1) 労働安定基金等の管理

- ① 港湾運送事業者(元請事業者)から提出された元請実績報告書

のチェック後、当該事業者へ労働安定基金等請求書を発行、同基金等を管理

- ② 元請実績報告を事業者毎、港湾毎に集計（元請実績集計表）・管理

II 職業訓練施設の運営

港湾運送事業に従事する労働者を対象とし、高度な技能の習得を目的とした訓練を実施するため、昭和63年、豊橋市に港湾技能研修センターを設置し、運営している。

近年、港湾を取り巻く環境は大きく変化しており、港湾荷役作業の機械化、設備の近代化、情報管理システムの高度化等に対応して、港湾労働者の技術、技能の高度化を図ることなど、職業能力の開発向上に資する必要がある。

このため、ニーズの変化に的確に対応した訓練科目、カリキュラムの見直し、指導員の資質の向上に努める他、ガントリークレーンや大型トレーラー等の訓練機器の継続的な整備を行い、港湾・物流業界の次代を担う高度な知識と技術を兼ね備えた実践的な技術者を育成する。

なお、研修受講生を派遣した港湾運送事業主には、研修に対する受講料及び旅費の一部助成を行い、受講経費の軽減を図るとともに、同センターの利用が一層促進されるよう広報活動を積極的に行い、多くの受講生を受け入れるように努める。

1 研修計画

前年度の受講実績、受講機会の拡大の要望など受講ニーズに合わせ見直しを行い、港湾荷役科の若年港湾労働者研修、クレーン運転科の玉掛け技能講習、自動車運転科の牽引自動車運転免許取得等受講者定員の調整を行う。

(1) 港湾荷役科	6 (6) コース	624 (584) 人
(2) クレーン運転科	7 (7) コース	711 (721) 人
(3) 自動車運転科	9 (9) コース	170 (196) 人
合 計	22 (22) コース	1,505 (1,501) 人

* ()内数値は、前年度の研修計画

* (1)港湾荷役科は、若年港湾労働者研修の計画を含む。

2 施設等整備

受講生の研修環境の改善のため、施設等の必要な整備を行う。

- (1) 研修機器の整備・更新
- (2) 設備等の整備
- (3) その他必要な整備

3 研修内容の検討

港湾運送事業主の訓練ニーズを把握しつつ、情報科の新設を含めた訓練内容の見直しを随時検討していく。また、「技能研修高度化委員会」の成果の具体化に向けての検討について、厚生労働省からの求めに応じ、随時対応していく。

4 施設の貸出

地域のニーズを見極めつつ、必要に応じ港湾運送事業主及び地域中小企業者等に対し、能力開発のために会議室、教室及び体育館等を貸し出す。

5 広報活動

- (1) 研修案内等のパンフレット、ポスター及びカレンダーを作成、
港湾運送事業主及び港運関係団体等に配付
- (2) ホームページへの研修日程等の掲載
- (3) 全国の港湾運送事業主及び港湾運送関係団体への訪問

第2 特別会計における事業計画は、次のとおりとする。

I 事業主支援等業務

港湾運送に必要な質の高い労働力の安定的確保・養成に資するため、港湾技能研修センターにおける各種研修の実施、雇用管理の改善等に寄与するため、六大港では港湾労働者雇用安定センターにおいて、港湾運送事業主や当該事業主に雇用されている労働者に対する相談・援助の実施等の事業を行う。

- 1 港湾労働者の雇用管理に関する技術的事項等についての相談・援助
港湾運送事業主に対して、港湾労働者の計画的募集及び労働環境の整備等雇用の改善に関する事項並びに港湾労働者の能力開発・向上に係る事項等港湾労働者の雇用管理に関する技術的事項について相談・援助を行う。

また、港湾労働者に対して、各種資格の取得、キャリア形成等に係る相談・援助を行う。

2 港湾労働者に対する各種研修

(1) 各種研修の実施（一般会計事業計画と一部重複）

- ① 港湾技能研修センターにおいて、港湾運送事業に従事する労働者を対象とする技能の高度化と雇用の安定を図るための研修の実施

イ 港湾荷役科

ストラドルキャリアー操作、フォークリフト運転技能講習等、計6コース（若年港湾労働者研修を含む）

ロ クレーン運転科

ガントリークレーン運転、クレーン運転実技教習等、計7コース

- ② 訓練ニーズの把握

港湾運送事業主及び受講者を対象とする各種アンケート調査を実施し、研修受講の効果及び研修ニーズの把握

(2) 若年港湾労働者研修の実施

港湾技能研修センターにおいて、港湾運送業務の管理監督者として、必要な実務能力の向上を図るため、新入社員及び概ね入職5年程度の社員を対象に座学研修の実施

座学研修の内容

港湾運送事業、港湾物流、港湾諸手続き及び安全衛生の知識等

3 港湾労働者派遣事業等に係る情報の収集、整理及び提供

港湾労働者派遣事業の日々の派遣事業、未充足状況等の把握その他港湾運送に必要な労働力の需給の調整に関する措置に係る情報の収集、整理及び提供を行う。

4 港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣契約の締結についてのあつ旋

港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保し、港湾運送に必要な労働力の迅速かつ的確な需給調整に資するため、港湾労働者派遣契約の締結に係る派遣のあつ旋を行う。

5 港湾労働力の安定的確保等に係る事業主支援

港湾運送事業における事業活動の波動性に伴う労働力需要の変化等に対応するため、必要に応じて、港湾労働者派遣事業を始め港湾労働力の安定的確保等に係る調査、研究、各種助成金制度等に係る情報・資料の収集、提供、雇用管理の指導・助言等に係る事業主支援を行う。

II 雇用安定事業関係業務

六大港の港湾労働者雇用安定センターにおいて、港湾労働者の雇用の安定を図るため、港湾運送事業主等に対する派遣元責任者講習及び雇用管理者研修等を実施する。

1 派遣労働者の雇用の安定に関する調査研究

必要に応じて、港湾労働者派遣制度の適正な運営及び有効活用の促進等により港湾運送事業主に雇用される常用労働者の就労確保に関する調査及び資料の整備等を行う。

2 事業主等に対する派遣労働者の雇用の安定を図るための措置についての相談・援助等

港湾運送事業主その他関係者に対して、適正な派遣就業の確保、就業条件の明示、責任者の選任、管理台帳の作成、記載及び保存等に係る相談・援助、情報提供等の支援を行う。

3 派遣労働者に対する港湾労働者派遣事業に係る派遣就業についての相談・援助

派遣労働者に対して、派遣就業、就業条件の明示等に係る相談・援助を行う。

4 派遣元責任者等に対する講習の実施

六大港において、選任された派遣元責任者等に対する法の趣旨、職務、必要な事務手続き等に関する知識を習得するための派遣元責任者講習を実施し、受講者に派遣元責任者受講証明書を交付する。

5 雇用管理者に対する研修の実施等

六大港において、雇用管理者に対する港湾労働者の教育訓練に関する事項及び労働環境の改善に関する知識等を習得するための雇用管理者研修会を実施し、研修受講の効果等を把握する。